

## 平成 27 年度 地域発 元気づくり支援金の概要 ※

※ 平成 26 年 12 月現在の予定です。内容の一部が変更になる場合があります。

### 1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

### 2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

### 3 交付対象事業

- (1) 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業
  - ① 地域協働の推進に関する事業
  - ② 保健、医療、福祉の充実に関する事業
  - ③ 教育、文化の振興に関する事業
  - ④ 安全・安心な地域づくりに関する事業
  - ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
  - ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
    - ア 特色ある観光地づくり
    - イ 農業の振興と農山村づくり
    - ウ 森林づくりと林業の振興
    - エ 商業の振興
    - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
  - ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
  - ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) 平成 27 年度事業において、県全域で重点的に推進するテーマとして次の 4 項目を設定し、その推進のため、補助率をかさ上げする。
  - ① 県と市町村との協働事業
  - ② 自然エネルギーの普及・拡大
  - ③ 障がい者、女性、若者の雇用促進、就業支援
  - ④ 地域防災力の向上

### 4 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

### 5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源（地方債、分担金・負担金、事業収入等）を控除した経費（ただし、公共的団体等の事業については、特定財源（地方債を除く）も対象経費に含める。）

**【交付対象外経費】**

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費（ただし、一部事業を除く。）

**6 支援金の交付額**

(1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等（下記の市町村を除く。）	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	
	公共的団体等	2 / 3 以内	

(2) 補助限度額 補助額の下限30万円

**7 選定方法**

- (1) 地域に設置する選定委員会の審査を経て、採択事業を決定
- (2) 選定委員会
  - ア 地方事務所長並びに市町村長、現地機関の長及び学識経験者で構成
  - イ 選定委員は、概ね5名程度
  - ウ 地域の重点テーマと県全域で重点的に推進するテーマを踏まえて「選定方針」を定め、選定を行う。

**8 選定基準**

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること  
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること  
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
- (4) <市町村の場合>  
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること  
<公共的団体の場合>  
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- (6) その他、地方事務所長が必要と認める基準を満たしていること

**9 広報表示**

支援金により取得（作成）した備品・設備、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示

**10 事業評価及び公表**

(1) 事業主体による評価（実施） 地方事務所長は、

- (2) 地方事務所長は、全事業について事業結果を公表する。
- (3) 地方事務所長は、選定委員会に事業結果を報告する。
- (4) 選定委員会は、選定基準・選定方針に照らし事業の評価を行うとともに、優良事例の選定を行う。
- (5) 地方事務所長は、選定委員会の評価結果を公表する。

## 11 事業成果の普及

- (1) 事業効果の高いと思われる事業について「地域づくり事例集」を作成する。
- (2) 地方事務所単位で事業の発表会を開催する。
- (3) 県広報等で事業の紹介を行う。

### ◆交付対象事業例◆

事業区分	事業例
地域協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり市民フォーラムの開催</li> </ul>
保健、医療、福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康講座の開催</li> <li>・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア</li> <li>・子育て支援を行うためのネットワークづくり</li> </ul>
教育、文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化の保存・伝承事業</li> <li>・外国籍市民との交流事業</li> <li>・食育シンポジウムの開催</li> <li>・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備</li> </ul>
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策や防災意識の向上に資する事業</li> <li>・住民支え合い災害マップの作成</li> <li>・救命救急講習会の開催</li> <li>・自主防災組織の活性化支援</li> </ul>
環境保全、景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業</li> <li>・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹</li> <li>・ホテルの飛び交う自然環境の再生事業</li> <li>・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備</li> <li>・その他美しい景観の形成に資する事業</li> </ul>
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成</li> <li>・遊休荒廃農地の復元事業、モンキードックの育成</li> <li>・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業</li> <li>・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催</li> <li>・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催</li> <li>・障がい者、女性、若者の雇用促進、就業支援に資する事業</li> </ul>
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併地域における連携の推進と交流を深める事業</li> <li>・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども会議の開催</li> <li>・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供</li> </ul>

# 平成26年度「飯山市輝く地域づくり支援金」制度概要

## 1 趣 旨

地域住民がともに喜び合い、豊かさを実感でき、活力あふれ輝く地域づくりを進めるため、集落（区）等又は公共的団体が地域住民とともに、自ら考え、自ら行う地域の活力を生み出す事業に対し、支援金を交付する。

## 2 交付対象者

次のいずれかに該当する者とする。ただし、当該支援金を一度受けた者を除く。

- (1) 集落（区）又は地区区長会
- (2) 公共的団体等（市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

## 3 交付対象事業

次のいずれかに該当する事業とする。ただし、飯山市悠久のふるさとづくり支援金の交付を受けた団体が行った事業と同一の内容の事業を行う場合は、対象としない。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりに関する事業（防災、防犯、交通安全対策等）
- (4) 環境保全、景観形成に関する事業
- (5) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

## 4 交付対象外事業

- (1) 市が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国又は県（「地域発 元気づくり支援金」を除く。）の補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

## 5 交付対象経費

支援金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

- (1) 団体又は施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究及び計画作成に係る委託費
- (4) 食糧費

## 6 交付金の交付額

交付対象経費の7割（重点テーマ（※）に該当する事業は8割）以内（千円未満切捨て）とし、50万円を限度とする。

※重点テーマ 「北陸新幹線飯山駅開業に向けた経済活性化対策」

## 7 選定方法

選定委員会による審査を経て採択及び重点テーマ該当の適否を決定する。

## 8 選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業であること。
- (2) 公益性の高い事業であること。
- (3) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (4) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (5) 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熱度、事業効果等）
- (6) 集落等が実施する事業にあつては、地域住民の参画を得て実施する事業であつて、自ら考え、自ら行う活動を促すものであること。
- (7) 公共的団体が実施する事業にあつては、事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。
- (8) 事業の継続性及び発展性が認められること。（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- (9) その他市長が必要と認める基準を満たしていること。